

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局老人保健課

国保データベース（KDB）システムのデータ活用に関する
技術的支援について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」（平成31年1月29日付け医政地発0129第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、都道府県は在宅医療の取組状況の見える化等に取り組むこととされており、このたび、国から技術的支援として国保データベース（KDB）システム（以下「KDBシステム」という。）のデータを活用し、以下の項目について集計を行い、都道府県に提供する準備を進めています。

厚生労働省から各都道府県への集計結果の提供に際して、KDBシステムのデータの情報を利用することから、管内市町村、後期高齢者医療広域連合よりデータ利用に関する承認を得ることが必要となります。各都道府県におかれましては、別添1を参考に貴管内市町村、後期高齢者医療広域連合よりデータ利用に関する承認をいただき、令和2年2月28日（金）までに厚生労働省医政局地域医療計画課長宛てに承認書の写し及びとりまとめ表（別添2）の提出をお願いします。

今後、厚生労働省において、承認が得られました市町村、後期高齢者医療広域連合のデータを集計し、3月中を目処に各都道府県に対し、2回に分けて集計結果の提供を行う予定です。提供した集計結果は、第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画の進捗管理、医療計画の中間見直しにおける介護施設、在宅医療等の追加的需要の整備目標の設定に活用いただくとともに、管内市町村への周知をお願いします。

【KDBシステムのデータによる集計項目】

- ・在宅医療の供給側の集計（実施医療機関数、実施状況など）
- ・在宅医療の需要側の集計（患者数、流出入など）
- ・介護施設、在宅医療等の追加的需要の整備目標に係る集計

連絡先	厚生労働省医政局地域医療計画課 在宅医療推進室在宅医療推進係
代表	03-5253-1111（内線 2662）
直通	03-3595-2186